

時事ニュース

亡くなった方の預貯金の一部の払戻しができるようになりました。

これまで、被相続人（亡くなった方）名義の預貯金は、遺産分割が終了するまでの間は、原則として、払戻しができない取扱いとされてきました。また、家庭裁判所へ遺産分割調停や審判を申立てた際に、遺産の一部を仮処分等によって取得するといった運用はなされておりましたが、法文上、明確な記載はありませんでした。

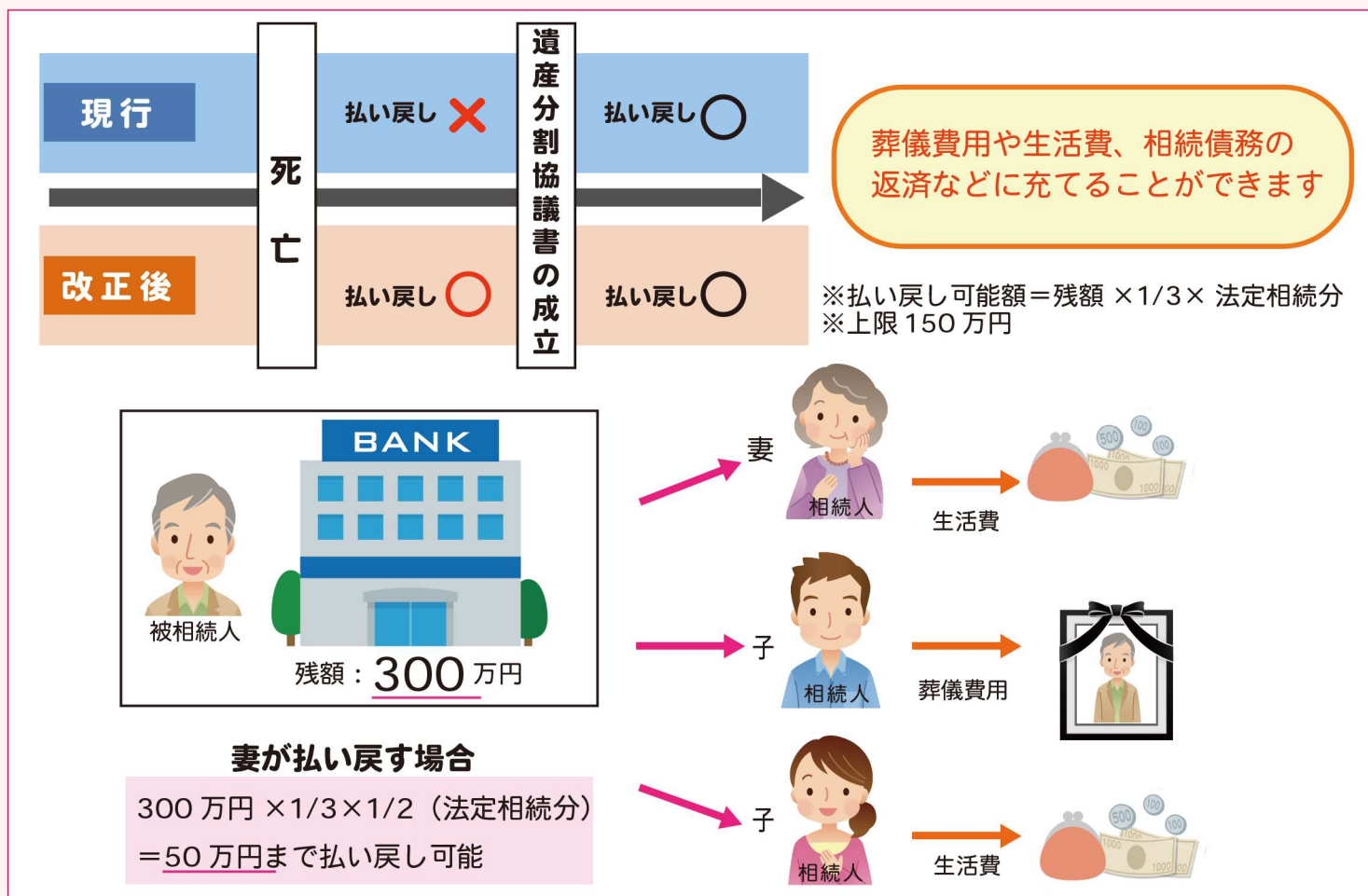
この取扱いが見直され、令和1年7月1日より、裁判所への申立によって許可を得た場合について明文化されたほか、遺産分割前であっても、裁判所の判断を得ることなく、預貯金のうち一定の金額については払戻しを受けることができる制度がスタートしました。

一定の金額とは、1つの金融機関につき、150万円を限度として、

「預貯金の金額 × 3分の1 × 払戻しを受ける相続人の法定相続分割合」となります。

たとえば、夫が亡くなり、相続人が妻・子2人（計3人）のケースで、A銀行に夫名義の300万円の普通預金があり、妻が葬儀費用を支払うために、本制度を利用するといった場合、

「300万円 × 3分の1 × 2分の1（法定相続分割合）= 50万円」を引き出すことができることになります。



亡くなった方名義の口座に、一家の大半の資産が入っていて、すぐにでも債務の弁済に充てたいが、手元にまとまったお金がない。といったような場合には、利用したい制度であるといえるのではないのでしょうか。

ただし、この制度を利用するためには、亡くなった方の出生から死亡までのすべての戸籍を取り、払戻しを受ける方の法定相続分割合を証明し、その他金融機関ごとに必要書類な書類があれば、提出する必要がありますし、実際にいくら払戻しができるのか、事前に確認をしておくことが大切であると考えられます。

この制度を利用したい！それだけでなく、相続全般について相談したい！など、私たちパートナーズ司法書士法人では、相続に関するご相談を随時受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

私達がご対応させていただきます!!



川越事務所

司法書士

たでぬま こうすけ

蓼沼 宏祐

昭和58年生まれ 栃木県出身

おうし座 O型

中学時代はバスケットボール部に所属
日本大学理工学部土木工学科卒業後、地元の建設業者に入社、製造業や不動産業を経て、平成30年に司法書士資格取得

平成31年1月～ パートナースに勤務



司法書士・行政書士
かんべ みつくに
神戸 光邦



司法書士・行政書士
わき ひろき
脇 博喜



司法書士
たに ようせき
谷 揚石



司法書士
たでぬま こうすけ
蓼沼 宏祐

Q. 司法書士を目指したきっかけは？

数年前、祖母が不動産を売却したときに、買主の方とトラブルになってしまったことがありました。その頃の私は、法律に携わることの少ない職場環境でありましたので、どうしたら良いのかわかりませんでした。色々調べていくうちに、不動産の取引にともなう登記申請を含め、権利に関する登記を行う職業として、司法書士という資格があることを知りました。家族が困ってしまったことがきっかけで、この資格を取って仕事をしたい!という気持ちが芽生え、資格取得を目指しました。当初、勤めながら勉強して

いましたが、合格にはほど遠かったので、仕事を辞め、勉強に専念して資格を取得することができました。

Q. 仕事をする上で心がけていることは？

ご家族が亡くなられた後の相続手続きに関するご相談が、個人のお客様からお問い合わせをいただく内容の中で、最も多いものとして挙げられます。故人が所有していた不動産の名義変更や、預貯金の解約といった手続きは、不動産の取引とは違い、いつやらなければ

ならないという期限はありません。しかし、相続の手続きが完了し、最後の面談でお会いしたときには、「これでやっと安心できました」と仰っていただけることが多くありますので、早くお客様に安心していただけるよう、どのような業務であってもスピーディーに対応するように心がけております。

Q. 趣味はなんですか？

筋トレです。代表司法書士の神戸と日々励んでおります。(毎日しているわけではありません 汗) トレーニング前は、おっくうな気持ちもあるのですが、カメが応援してくれるので頑張れます!そして終わった後の爽快感がたまりません。すごくリフレッシュできるので、その後も仕事に集中できます。気分転換にはぜひオススメです。



川越事務所

〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町 29 番地 1
TEL : 049-238-7047
川越駅西口より 徒歩 5 分
本川越駅より 徒歩 10 分

狭山事務所

〒350-1305
埼玉県狭山市入間川 1 丁目 20 番 16 号
TEL : 04-2954-2106
狭山市駅西口より 徒歩 5 分
狭山市役所うら 徒歩 30 秒

狭山事務所
OPEN

パートナーズグループ
総合サイト



こんな相談ごとがありましたら、お気軽にお問合せください



相続手続き

- ・土地建物の名義変更
- ・預金の払戻し
- ・株の名義変更 など



会社・法人登記

- ・設立
- ・増資/減資
- ・合併
- ・役員変更
- ・本店移転
- ・解散



成年後見 / 任意後見

- ・成年後見申立書の作成
- ・任意後見契約のサポート
- ・死後事務委任契約のサポート



不動産登記

- ・生前贈与
- ・土地建物の売買
- ・抵当権など担保権の抹消



遺言書

- ・遺言書の作成
- ・遺言書の書き直し
- ・故人の遺言書を見つけた



PARTNERS GROUP

パートナーズ司法書士法人
パートナーズ行政書士法人